

やまぐち男女共同参画推進事業者 募集要項

1 趣 旨

社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図るため、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組んでいる事業者や団体等（以下「事業者」という。）を募集し、「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証して、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援するとともに、取組事例を広く県民等に紹介します。

2 対 象

山口県内に活動拠点を有し、事業活動を行う全ての事業者を対象とします。

3 認証要件

次の2項目のいずれにも該当することが必要です。

(1) 男女共同参画に関する次のいずれかの取組を行っていること。

《取組の分野》

- イ 仕事と家庭・地域生活の両立支援
 - ロ 男女が共に働きやすい職場環境づくり
 - ハ 女性の能力の活用（ポジティブ・アクション）
 - ニ その他の働く場における男女共同参画の推進
- } (ワーク・ライフ・バランス)

☞ 取組の具体例（一例）は別紙参照

(2) 法令に違反する重大な事実がないこと。



やまぐち男女共同参画推進事業者シンボルマーク

4 申請方法

申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、取組の内容が分かる資料を添付のうえ、下記8の申請先まで、郵送、eメール又は持参により提出してください。なお、申請書は、県のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/support/about.html>

5 審査等

- (1) 申請のあった事業者について、要件審査を行い、認証の可否を決定します。なお、必要に応じて実地調査を行う場合があります。
- (2) (1)の結果については、速やかに申請者に通知します。認証の決定を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）には、やまぐち男女共同参画推進事業者認証書（シンボルマーク入り）を交付します。
- (3) 認証事業者は、広告や名刺等に、やまぐち男女共同参画推進事業者であることや、やまぐち男女共同参画推進事業者シンボルマークを表示することができます。
- (4) 認証の有効期間は、認証日から起算して3年間となります。なお、有効期間の満了の日以前に、認証事業者から辞退の届出（別記様式5）がない場合は、自動更新します。

6 支援内容

県は、認証事業者に対し、下記に掲げる支援を行います。

① 広報による支援

事業者名や取組内容などを、次の手段により積極的に広報します。

- 取組事例集、リーフレット等の作成
- ホームページでの紹介
- 大学・高校やハローワーク等各種就職支援窓口への情報提供
- 県の各種広報媒体を活用したPR 等

② 活動支援

情報誌の発行等により、男女共同参画に関する各種情報の提供を行います。

あわせて、既存の県事業等を活用して、次の支援も行います。

- 男女共同参画に関する学習会等への講師の派遣
- 啓発図書・ビデオ等の貸出
- アドバイザーの派遣 等

③ 入札評価による支援

県の政策入札制度の「優先指名[㊦]」の評価項目の一つとして、認証事業者を採用します。（県内に本店を有する事業者に限ります。）

㊦ 「業務委託」に係る指名競争入札において、入札参加者を指名する際に、政策入札制度の登録事業者から2分の1以上を優先指名します。

また、予定価格が20万円を超える見積もり合わせでは、見積り依頼先に政策入札制度の登録事業者を一者以上含めます。 ㊧ 指名を確約するものではありません。

建設工事等競争入札参加資格審査評価項目の一つとして、認証事業者を採用します。（県内建設業者、測量、建設コンサルタント等業者で山口県内に事業所を有する者に限ります。）

㊦ (A)「一般事業主行動計画の策定・届出」は行っていないが、(B)「やまぐち男女共同参画推進事業者の認証」は受けている者を評価するものです。なお、(A)(B)どちらの要件も満たしている場合については、(A)のみの加点となります。

➤ 上記の外に、商工中金による、認証事業者を応援する「優遇融資制度（運転資金・設備資金）」があります。㊦

㊦ ① 別途、商工中金による審査があります。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。

② 詳細については、商工中金下関支店(Tel 0832-23-1151)又は徳山支店(Tel 0834-21-4141)に直接お尋ねください。

7 取組状況の変更届出

(1) 取組の内容に変更があった場合は、速やかに変更届出書(別記様式3)に必要事項を記入し、下記8の申請先まで、郵送又は持参により提出してください。なお、変更届出書は、県のホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/support/about.html>)

(2) (1)の報告等により、認証を継続することが不相当と判断した場合には、認証を取り消すことがあります。

8 申請先及び問い合わせ先

② 申請書は郵送、eメール又は持参により提出してください。

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県環境生活部 男女共同参画課

電話：083-933-2630

FAX：083-933-2639

電子メール：a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/index/>

取組の具体例（一例）〔「3 認証要件の(1)」関連〕

※ 詳しくは「取組内容チェックシート」でご確認ください。

イ 仕事と家庭・地域生活の両立支援

- 仕事と家庭・地域生活の両立がしやすい職場づくりのための研修を実施している。
- 一般事業主行動計画を策定している（従業員が100人以下の事業所に限る。）。
- 働きながら子育て・介護ができる就業環境を整備している。
《例 示》
 - ・ 短時間勤務制度やフレックスタイム制度など、仕事と家庭・地域生活とのバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度の整備と利用の奨励
 - ・ 育児・介護休業が取得しやすい職場環境づくりの推進（育児休業者の代替要員の確保、男性職員の育児休業取得率目標値の設定等）
 - ・ 法を超える育児・介護休業制度の設定
- 育児・介護等で休職中の職員に対し、円滑な職場復帰に向け、情報提供等を定期的に行っている。
- 結婚・育児・介護等でいったん退職した人を再雇用する制度を設けている。 など

ロ 男女が共に働きやすい職場環境づくり

- 半日単位、時間単位で有給休暇が取得できる。
- 休暇の取りやすい雰囲気づくりなど、年次有給休暇の取得を促進している。
- ノー残業デー設定や長時間労働を少なくする意識啓発など、所定外労働の削減の取組を行っている。
- セクシュアル・ハラスメント防止について、独自の対応マニュアルの作成や、研修制度を設けているなど、積極的に取り組んでいる。
- 職場環境づくりのための研修やアンケートを定期的実施している。
- 地域活動参加等のための特別休暇制度を設けている。 など

ハ 女性の能力の活用

- 職務のレベルアップや新たな職務へのチャレンジのための研修や資格取得の支援を行っている。
- 管理職・役員への女性の登用に積極的に取り組んでいる。
- これまで女性がいない、又は、少なかった職場や職種への女性の配置や、女性の採用拡大などに取り組んでいる。
- 人事評価・昇進・昇格等の基準を職員に明確にしている。 など

ニ その他の働く場における男女共同参画の推進

- イ～ハ以外のもので「県男女共同参画基本計画」の重点項目の推進に資するもの全般
- パート職員から正職員への積極的な取組を行っており、実際に正職員に転換した職員がいる。
 - 再就職の受入制度を整備し、積極的に受入を行っている。 など